

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃

平成30年4月26日効力発生

- 1 適用する家内労働者……神奈川県区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額は、次のとおり

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭
リード線	端末加工（表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう。）	10センチメートル以上の長さのリード線について行うもの	1か所につき 50銭
コネクタ	差し（コネクタの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1か所につき 58銭
		1しんのシールド線について行うもの	1か所につき 63銭
		2しんのシールド線について行うもの	1か所につき 66銭
	束線（コネクタに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう。）		1か所につき 1円74銭
電気部品 （印刷回路基板に用いるものに限る）	足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円24銭
	チューブ挿入（電気部品の足にビニールチューブを挿入することをいう。）	2個のチューブを挿入するもの	1個につき 1円26銭
印刷回路基板	部品差し	1本の端末について行うもの	1個につき 63銭
		2本のリード線について行うもの	1個につき 99銭
		3本のリード線について行うもの	1個につき 1円21銭

- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。
- 委託者は、毎年4月1日現在における委託している仕事の内容や家内労働者数などについて、4月30日までに労働基準監督署に届け出なければなりません。

◎ 最低工賃についての、御照会、御相談は
神奈川県労働局賃金室（TEL 045-211-7354）
 又は最寄の労働基準監督署へ
<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>